延岡市障がい者等日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 77 条第１項第２号の規定に基づき、法第４条第１項及び第２項に定義する障害者及び障害児（以下「障がい者等」という。）に対し、厚生労働省告示第 529 号(平成 18 年 10 月１日施行。以下「厚生労働省告示」という。）の要件を満たす６種の用具を給付することにより、障がい者等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　この事業の実施主体は、延岡市とする。

（用具の種目及び給付対象者）

第３条　給付の対象となる用具の種目は、厚生労働省告示に定める用具とし、別表第１又は別表第１－２に掲げる用具とする。ただし、別表第１－２掲げる用具については、法第４条第１項に規定している治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者及び児童福祉法第４条第２項に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働省大臣が定める程度である児童（以下「難病患者等」という。）を対象とする。

２　給付の対象者は、市内に居住する在宅の障がい者等及び難病患者等であって、別表第１又は別表第１－２に該当するものとする。ただし、ストマ用具その他市長が必要と認める用具については、在宅であることを要件としない。また、退院・退所が決まっているものはその限りではない。

３　既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より別表第１又は別表第１－２の耐用年数に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付しないものとする。ただし、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合、その他再給付がやむを得ないと認められる場合は、耐用年数に限らず、用具を再給付することができる。

４　２に規定する給付対象者であっても、介護保険法（平成９年法律第１２３号）により、この要綱に定める用具と同等の性能、仕様等を有する福祉用具の貸与又は購入費の支給を受けられる用具の種目は、対象外とする。

（給付の申請）

第４条　用具の給付を申請しようとする者（障がい者等又はその扶養を現にしている者。以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第１号）により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者が難病患者等であるときは、診断書（様式第１－２号）を添付するものとする。

（給付の決定）

第５条　市長は、申請書の内容を審査の上、用具の給付を決定したときには日常生活用具給付決定通知書（様式第２号）を、申請を却下することを決定したときには、日常生活用具給付却下通知書（様式第３号）をもって、当該申請者に通知しなければならない。

２　市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、申請者に、日常生活用具給付券（様式第４号。以下、「給付券」という。）を交付しなければならない。排泄管理支援用具については、暦の月において２月を単位として６月を限度に交付しなければならない。

３　市長は、給付の決定に際してその判断等を行う上で、必要に応じて、申請者に、医師の意見書の提出を求めること及び身体障害者更生相談所に助言を求めることができる。

（用具の給付）

第６条　用具の給付については、以下のとおりとする。

⑴　前条第１項の規定により用具の給付の決定を受けた申請者（以下「受給者」という）は、用具の給付を行う事業者に給付券を提出して、用具の給付を受けるものとする。

⑵　居宅生活動作補助用具の改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付については、障がい者等住宅改修費給付事業実施要綱に定めるところによるものとする。なお、65 歳以上（特定疾病の方は 40 歳以上）の方は介護保険優先となる

（費用の負担等）

第７条　受給者は、当該用具の給付に要する費用の 100 分の 10 に相当する額を用具の給付を行う事業者に支払わなければならない。この場合において、受給者の負担上限月額は、法の規定に基づく補装具費に係る負担上限月額の例による。

２　市長は、事業者から用具の給付に係る費用の請求があったときは、別表第１若しくは別表第１－２の当該用具の基準額と給付に要した費用を比較して低い方から、前項の規定により受給者が事業者に支払った負担額を差し引いた額を支払う。

３　点字図書の給付による費用の負担については、点字図書給付事業実施要綱によるものとする。

４　住宅改修費の給付による費用の負担については、障がい者等住宅改修費給付事業実施要綱によるものとする。

（用具の管理）

第８条　申請者は、給付を受けた用具について給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

２　市長は、前項に違反した者に対して、当該給付等に要した費用の全部または一部を返還させることができる。

（給付台帳の整備）

第９条　市長は、用具の給付（点字図書の給付を除く。）の状況を明確にするため日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

附　則
この要綱は、平成12年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成13年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成14年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成15年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成16年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成18年10月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成19年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成20年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成22年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成24年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成25年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成28年２月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成30年２月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和元年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年３月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。